

第22期 第23回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年6月26日（月）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	富 田 重 基
	会長代理	立 石 政 男
	委 員	古 川 今 日 志
	〃	福 田 隆 一
	〃	西 崎 昭 一
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	山 本 幸 宏
	〃	尾 野 明 彦
	〃	野 土 一 公
	〃	堀 内 精 二
	〃	黒 滝 洋 子
	欠席委員	佐々木 信 昭
〃	東 信 行	
〃	竹ヶ原 公	
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主 幹	出 町 英 志
	主任専門員	八 島 美 奈 子
県 側	水産振興課	三 橋 潤 一 郎
	副 参 事	清 藤 真 樹
	総括主幹	竹 谷 裕 平
	下北地方水産事務所水産普及課長	

4 提出議案

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

6 議事の経過

会 長

それでは、ただ今から、第22期第23回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

委員会開催の御案内を申し上げたところ、委員の皆様には、御多忙中の中、御出席いただき、誠に感謝しております。

さて、去る5月8日に新型コロナウイルスが2類から5類になり、規制緩和がなされましたが、委員各位には、引き続き感染対策に注視していただきたいと思います。

また、今年は、猛暑という予報が出ておりますけれども、熱中症対策のため、上着を脱いで会議に臨まれても結構でございます。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案1件、報告事項2件が予定されておりますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、円滑な会議を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

異議なしの声がございましたので、それでは、今回の議事録署名人として、野土委員と尾野委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

早速、議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

会 長

次に、県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

それでは、県から議案第1号について、補足説明させていただきます。

資料をおめくりいただいて、2ページ目を御覧ください。

漁業種類と漁業を営む者の資格、それから許可すべき漁業者の数について御説明させていただきます。

なまこ雑けた網漁業でございます。

7段に分かれていますけども、上段から順番に、外ヶ浜町漁協、平館で5隻、次が外ヶ浜町漁協、蟹田で15隻、蓬田村漁協42隻、平内町漁協85隻、野辺地町漁協77隻、横浜町漁協74隻、むつ市漁協11隻となっております。

3ページ目を御覧ください。

3段ありますが、一番上は、引き続きむつ市漁協で9隻、それから、次が川内町漁協46隻、脇野沢村漁協30隻となっております。

続いて、3ページの下の方が、ほたてけた網漁業でございます。

野辺地町漁協で77隻、横浜町漁協で64隻、むつ市漁協が21隻と9隻、川内町漁協で2隻となっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

特に御質問、御意見もないようですので、諮問どおりとすることといたしたいと思

いますけれども、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

はい、ありがとうございます。

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

これで議案を終了し、報告事項に入ります。

まず、①の「令和5年度における知事管理漁獲可能量の変更について（報告）（青森県くろまぐろ（小型魚）漁業及び青森県くろまぐろ（大型魚）漁業）」を県から説明をお願いいたします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 清藤総括主幹

それでは、説明させていただきます。

これから御説明するのは、令和5管理年度、ただいま獲っている期間なんですけど、これの基本配分の他に国から追加配分がきましたので、そのことになります。

報告資料1を御覧ください。

県は、漁業法の規定に基づき、令和5年5月31日付けで知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。その概要は、1ページ目にあるとおり、30キログラム未満の小型魚は286.6トンから82.6トン増えて、369.2トンへ。30キログラム以上の大型魚は506.3トンから51トン増えて、557.3トンとなっています。

2ページ目、別紙を御覧ください。

追加配分の内訳としましては、小型魚については、繰越28.6トン、譲渡メリット措置として20トン、消化率メリット措置として6.8トン、国留保からの上乗せ等として27.2トンとなっています。

また、大型魚については、繰越37.8トン、譲渡メリット措置として1.1トン、消化率メリット措置として1.2トン、国留保から上乗せ等として10.9トンとなっております。

譲渡メリットや消化率メリット及び国留保からの上乗せ分などの詳細な計算方法については、参考でございます、くろまぐろ漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領に記載されています。後ほど御覧ください。

なお、この計画変更については、漁業法に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続き迅速化のため、協定に基づく管理委員会と漁業関係者の合意に基づく場合のみ、貴委員会の事前諮問をせずに手続きし、手続き後に報告する旨、令和5年1月6日付け青水振第1343号で委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

説明については、以上です。

会 長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

特に御質問もないようですので、続きまして、②の「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」事務局から報告をお願いいたします。

八島主任専門員

それでは、令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の概要について報告いたします。

今年度の通常総会は、5月26日14時から、東京都港区のアジュール竹芝において対面で行われました。

西部海区からは、東委員が出席され、事務局からは、八島が出席いたしました。

概要について報告いたします。

令和4年度の事業報告、収支決算書及び剰余金処分案、及び令和5年度事業計画書案、収支予算書案については、それぞれ原案どおり承認されました。

次に令和5年度の要望書（案）についてですが、2ページ以降に添付しておりますが、原案どおり承認されております。内容については、後ほどゆっくり御覧いただきたいと思っております。

今後は7月11日に関係省庁へ要望活動を行うことが決まっております。

また、この要望活動の結果を受けて、来年度に向けての要望案を今後、委員の皆様にご検討、御審議していただくこととなっております。

次に、会長、副会長の交代についてですが、2年で会長県、副会長県、交代することとなっております。今年度は、会長に福島海区の今野会長、副会長に静岡海区の鈴木会長が就任されました。

次に次期総会の開催地についてですが、東京都で開催することが承認されました。

総会終了後に令和5年度の連合会会長表彰式が執り行われ、本県、西部海区からは

東委員が表彰されております。

概要の報告については、以上です。

会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がございましたらお願いいたします。

それでは、特に御質問等もないようですので、以上、これをもちまして、第22期第23回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後1時40分